

## 国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）《未定稿》

### 1 目的

- 国の出先機関について、「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。このため、地方自治体の発意による出先機関の移譲を行う特例制度を設ける。

### 2 対象

#### (1) 制度を利用する主体

- 一定のまとまりを持つ 2 以上の都道府県が設立する広域連合
  - ※ 九州提案の広域行政機構については、引き続き検討の上、制度化する場合には広域連合と同様に取り扱う。
  - ※ 北海道及び沖縄県は、単独で主体となり得る。

#### (2) 移譲対象

- 国の出先機関（8 府省 13 機関等）の事務・権限  
(出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする)

### 3 基本方針（国）

- 政府は、広域連合に対する国の出先機関の移譲に関する基本的な方針を定める（閣議決定）。
- 基本方針には、以下の事項を規定する。
  - ・ 移譲対象出先機関
  - ・ 移譲対象から除外される事務・権限
  - ・ 移譲対象出先機関の所管区域と広域連合の区域の関係
  - ・ 実施計画（下記 4）の作成に関する基本的事項 等
- 広域連合は、その議会の議決を経て、内閣総理大臣に対し、移譲対象出先機関の拡大など新たな措置に係る提案を行うことができる。
- 広域連合からの提案その他を踏まえ、必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

#### **4 実施計画（広域連合）**

- 広域連合は、基本方針に基づき、国の出先機関の移譲に係る計画（実施計画）の案を策定し、その議会の議決を経て内閣総理大臣に提出し、認定を受ける（計画変更も同様）。  
※ 各機関の任意の一部事務・権限だけの移譲を受けることは原則として不可
- 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

#### **5 移譲事務・権限の特例措置**

- 個々の移譲事務・権限に関する特例措置（根拠法の読替規定、経過措置など）を講ずる。

#### **6 広域連合に関する特例措置**

- 当該広域連合の既存事務に関連しない国の事務・権限の移譲を受けることができる。
- 包括外部監査契約の締結を必須とする。

#### **7 財源に係る措置**

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずる。

#### **8 職員に係る措置**

- 移譲の際現に移譲される国の出先機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、移譲の日において、事務・権限を処理する広域連合の職員となる。
- 退職手当については、国と広域連合が応分の負担をする。

#### **9 出先機関改革推進本部**

- 内閣に、全閣僚で構成する出先機関改革推進本部を置く。
- 本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施に関する事務等をつかさどる。

## (その他の要検討事項)

- 広域連合のガバナンス強化の在り方
- 出先機関の所管区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応
- 税源移譲（ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合）
- 権利義務の承継（庁舎等）
- 移譲事務に係る国の関与の在り方